

## 山陽小野田市議会モニター設置要綱

平成29年5月9日制定

### (設置)

第1条 山陽小野田市議会（以下「市議会」という。）の活動及び運営に関し、市民等から意見を広く聴取し、反映させることにより、市民と共に歩み、市民からより信頼される議会となるため、市議会モニターを設置する。

### (職務)

第2条 市議会モニターの職務は、次に掲げるものとする。

(1) 市議会に関する知見を得るために次のいずれかを行うこと。

ア 市議会の本会議、委員会等を傍聴し、又はインターネットにより視聴すること。

イ 市議会が実施する報告会等に参加すること。

ウ 市議会の議会だより、ホームページ、又はソーシャル・ネットワーキング・サービス等を閲覧すること。

(2) 市議会が実施する市議会の活動及び運営に関する調査に回答すること。

(3) 市議会の活動及び運営に関する意見を述べること。

### (人数及び任期)

第3条 市議会モニターの人数は、10人以内とする。

2 市議会モニターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

### (要件)

第4条 市議会モニターは、市議会に関心があり、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

(1) 年齢満18歳以上の者

(2) 市内に住所を有する者又は市内に住所を有しない者で市内に勤務し、若しくは通学するもの

(3) 国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は国若しくは地方公共団体の職員でない者

### (募集及び選定)

第5条 市議会モニターは、公募の方法により募集し、選定する。

2 前項の規定による選定は、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に掲げる方法で行う。

(1) 応募者が10人以内の場合 無条件

(2) 応募者が10人を超える場合 抽選等

### (抽選等の方法)

第6条 前条第2項第2号の抽選等は、次に掲げる場合の区分に応じて、それ

ぞれ次に掲げる方法で行う。

- (1) 新規応募者（これまで市議会モニターに選定されたことのないものをいう。以下同じ。）数が10人を超える場合 新規応募者の中から抽選
- (2) 新規応募者数が10人の場合 新規応募者全員を選定
- (3) 新規応募者数が10人未満の場合 新規応募者を全員選定した後、それ以外の者の中から抽選

2 前項の規定により抽選をする場合は、非公開により抽選する。

（委嘱及び解嘱）

第7条 市議会モニターは、議長が委嘱する。

2 議長は、市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市議会モニターから辞任の申出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

（モニター意見の取扱い）

第8条 広報広聴特別委員会は、モニター意見を必要に応じて検討し、その結果を議長に報告するものとする。この場合において、当該意見が他の委員会の所管に属するものであるときは、広報広聴特別委員会は当該委員会の意見を聞くものとする。

2 議長は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、その結果を市議会モニターに報告するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

（報酬等）

第9条 市議会モニターは無報酬とする。ただし、予算の範囲内で記念品を進呈することができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年5月9日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される市議会モニターの任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 3 条第 3 号及び第 4 条第 2 項の規定は、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。